

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

重層的支援体制と地方創生が融合する福祉の拠点整備事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

兵庫県高砂市

3 地域再生計画の区域

兵庫県高砂市の全域

4 地域再生計画の目標

4－1 地方創生の実現における構造的な課題

①困難に直面した人が福祉相談に早くたどりつくこと

既存の連携システム等を積極的に運用し、多分野・多機関連携をフォローするための新たな仕組み、重層的な相談体制の構築に取り組む。その際には、困難に直面し、悩みや不安を抱える若年層や高齢者、障がいのある人が、安心して地域で自分らしく暮らせるよう、早めに多分野が連携する相談支援及び参加支援につながるよう、どう取り組み、その情報をどう発信するかが課題である。

また、本市には家庭・学校・職場以外の居場所として、目的や属性を問わないフリースペースとして開放された施設はほとんどない。

②高齢化と人口減少等による、地域での支え合いの基盤の低下

高齢化と人口減少により、社会経済の担い手が減少し、また働き方の変化等により、家庭や地域での支え合いの基盤が低下している。なかでも、課題解決力の基盤となる、地域の担い手が高齢化、固定化し、担い手の負担感は増加している。本市においては、地域に生活支援コーディネーターを配置し、支え合いづくり協議会活動を通じて、地域での課題解決に向けた仕組みづくりを通し、関係者の意識醸成や課題共有が進みつつあるが、今後は、その支え合いづくり協議会等を中心に、地域の多様な主体を取り込みながら、持続可能な活動にする仕組みづくりが課題である。

③活動の担い手の発掘、育成

まち・地域への愛着は比較的高いものの、地域や福祉などを我が事として捉えるまでには至っていない。社会的包摂の意識づくりとともに、ＳＯＳを発信できる人、ＳＯＳをキャッチでき、支援につなげることができる人を増やすためにも、福祉を我が事と捉えるための多様な福祉学習・教育の取り組みの充実が必要である。

また、依然として、担い手及びリーダー等の不足と担い手の負担の増加による負のスパイラルが続いている。今後は、分野横断的な多様な人材の発掘・育成による「新たな担い手やリーダー等の確保」と、担い手の課題を踏まえた具体的な対策による「活動しやすい環境づくり」を進め、負のスパイラルからの脱却を図る必要がある。

4－2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本格的な少子化・高齢化、そして人口減少社会が到来している。

本市においては、後期高齢者人口は増加し、特に85才以上の高齢者人口が大きく増加していることに加え、高齢者単身世帯・高齢者のみ世帯は全国平均兵庫県平均を上回っている。中学校での不登校出現率は令和2年度1.54から令和3年度は4.46に増え、療育手帳所持者数と精神障害者保険福祉手帳所持者数も増加傾向にある。

個人の価値観やライフスタイルの多様化、さらには新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための外出自粛や対面制限の弊害であるコミュニケーション不足、デジタル技術の急速な展開による情報格差、経済的困窮など、困難を抱える一人ひとりの悩みや不安は、様々な分野が絡み合い、複雑化している。

さらに、困難に直面していない人でも、人の幸福度は「人とのつながり」があるかが寄与しているにもかかわらず、人と人をつなぐ様々な活動、仕組みが希薄になってきており、人が幸せを感じる気持ちに影を落としている。本市が行った市民意識調査では、市民活動について前向きな回答は約7割あり、きっかけや具体的に行動する選択や情報があれば市民活動に参加してみたいと思う人が多い。

住民の悩みや不安に対し、行政として問題解決に向けた重層的な支援体制整備を進めるとともに、「支え手」「受け手」という関係を越えた地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人が分野を越えてつながることで、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指す。

高砂市地域福祉計画においては、「一人ひとりが思いやり 心ふれあう めくもりのまち」を基本理念に掲げ、「みんながつながり、支え合い、自分らしく生活できる地域づくり」「悩みや不安などを抱える人を孤立させない総合的・包括的な相談・支援体制づくり」「地域福祉を進める意識と担い手づくり」の3つの基本目標を設定し、地域共生社会の実現に取り組んでいくこととしている。

また、高砂市、まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)において、「高砂市は、職・住・育のイキイキ・ワクワクを応援します」を将来像として、「地域で自立を支えあい、つながりあうまち」「誰もが社会に参画し、その人らしく活躍するまち」「まちを考え行動する市民活動があるまち」などを施策の基本的な方向として取り組んでいるところである。

本市中央部の遊休資産である伊保幼稚園跡地を、生涯を通じた社会参加、地産地消の地域商品の販路拡大、多様な人が居場所と役割を持ち、世代や属性を超えて人と人がつながる、幸福度の高い地域を目指し、一体的なプラットフォームの構築する、地域共生社会実現への拠点とし位置づける。

【数値目標】

K P I ①	市民満足度調査「地域で自立を支え合い、つながり合うまち」						単位	%
K P I ②	(仮称) だれでも立ち寄りステーションでのイベント開催数						単位	回
K P I ③	(仮称) 福祉総合相談センターの相談件数						単位	件
K P I ④	(仮称) だれでも立ち寄りステーションへの利用者数						単位	人
	事業開始前 (現時点)	2023年度 増加分 (1年目)	2024年度 増加分 (2年目)	2025年度 増加分 (3年目)	2026年度 増加分 (4年目)	2027年度 増加分 (5年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	19.00	0.00	2.00	2.00	2.00	2.00	8.00	
K P I ②	0.00	0.00	3.00	3.00	3.00	3.00	12.00	
K P I ③	0.00	0.00	4,200.00	200.00	200.00	200.00	4,800.00	
K P I ④	0.00	0.00	1,920.00	480.00	480.00	480.00	3,360.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2の③及び5－3のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備タイプ（内閣府）：【A3016】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

（仮称）だれでも立ち寄りステーション整備事業

③ 事業の内容

①近隣の住民を中心に誰もが立ち寄れる場を設置

誰もが気軽に立ち寄り、集える場所を目指し、（仮称）だれでも立ち寄りステーションを設置する。機能として「日常的な居場所機能」「市民が主体となって活用し、活用促進につながるイベントスペース機能」「多様な世代、属性、地域がまざり、つながる交流循環機能」をもたせる。また、運営は主に障がい者を想定するとともに、フリーWIFIを設置し、コワーキングスペース的機能を持たせる。

②駅（ステーション）のように人がつながる場

令和4年度に、（仮称）だれでも立ち寄りステーションの運営について、ワークショップ形式で、福祉関係者、地域活動団体、自治会、近隣住民などのべ69名の様々なジャンルの人が集まり、意見を出し合った。イベント・交流の機能があり、「やさしさを持ち寄る」をテーマにした場所になる提案が共感を集めた。地域活動の担い手どうしの情報交換や交流を通じ、支え合いづくり協議会の活動を後押しになる、分野横断的に人と人が出会う場として、まるで駅（ステーション）のような場所となるよう運営する。

また、SDGsや社会貢献活動の実践の場として、ボランティア活動や多様な分野と連携したソーシャルワークにチャレンジしようとする人を社会福祉団体をはじめとする各種団体等が支援し、「やさしさを持ち寄る」ことをテーマにした支え合い・イベントの場としても運営する。

①と②を一体的に展開することで、住民主体の課題解決を図るための地域コミュニティの場、属性や世代を問わず誰もがゆるやかにつながる場として位置づけ、本市における地域共生社会の実現を目指す。

なお、この施設は、誰もが利用できる公共施設として条例に位置付ける予定である。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

- ・（仮称）だれでも立ち寄りステーションの運営は、障がい者自立支援協議会に市が委託する。
- ・施設の維持管理に関する経費は、市が負担する。
- ・障がい者自立支援協議会に所属する社会福祉団体等が商品やサービスを提供する。
- ・社会福祉団体等は、交流を促すための飲料やお弁当を中心とした商品及び物品等を販売する。
- ・（仮称）だれでも立ち寄りステーションの告知のためのイベントとして、年2回、本市の（一社）高砂市観光交流ビューローが事業者の商品を販売する。その際にはイベント出店料として実費徴収金を収入する。
- ・市と障がい者自立支援協議会は、イベント出店料（実費徴収金）を、市が収入できる仕組みを検討する。
- ・物販だけではなく、Wi-Fi 整備など通信環境を活用した講座等の実施を検討する。
- ・市民や事業者等が共感できる運営を行い、市が寄附のPRをすることで寄付金額と寄附者を増やす。

【官民協働】

- ・障がい者を含めた誰もが集まれる地域の交流拠点として、障がい者自立支援協議会に運営を委託し、社会福祉協議会、圏域の中間支援組織（NPO）等と連携して運営する。障がい者自立支援協議会のキーパーソンには、ワークショップに参加をいただく等、運営方針の趣旨については理解をいただいている。
- ・令和4年度に開催したワークショップ参加者69名を中心に、今後の運営について情報を発信し、円滑な運営開始につなげる。
- ・市内の社会福祉団体や、地産地消に取り組む圏域の民間事業者と連携し、一定時間滞在できる仕組みとして、飲料やお菓子類の販売を行う。
- ・地域住民と連携し、地域の特色を生かした商品開発や「やさしさを持ち寄る」をテーマにしたサービス提供を行う。
- ・商業科のある市内の高校や、高校生ボランティアと連携し、物販や講座等を企画、実施する。その際には「やさしさを持ち寄る」をテーマとし、インクルーシブな視点で開催の場とする。
- ・地元メディアとも協力し、継続的な情報発信と共感を呼ぶ商品・サービス提供などの話題づくりに努め、企業版ふるさと納税や寄附金等による賛同を得る。

【地域間連携】

- ・兵庫県等が行うアドバイザー派遣事業等を活用し、地域活動に関する広域的・専門的支援を受ける。
- ・オンラインで繋がる仕組みを構築し、広域での相談や利用者同士の情報交換ができる体制をとる。
- ・運営やイベント参加する障がい者は市民だけでなく、広域での利用を想定している。
- ・販売する授産品については、広域の障がい者施設の産品も活用する。

【政策間連携】

【重層的支援体制整備事業との連携】

単独の分野では限界のある複合的・複雑化した課題、制度の狭間の課題などに対応するため、分野横断型の包括的な相談・支援体制、重層的支援を実現する福祉総合相談センター内に設置する。福祉総合相談センターでは、庁内の協力体制も各課横断的に強化されており、行政の全て（全課）の調整を図り、ワンストップサービスを実現することにより、市民の利便性が確保される。誰でも立ち寄りステーションは、福祉相談に対する心理的ハードルを下げ、地域のつながりや支え合いの担い手との円滑な連携に寄与する。

【地産地消との連携推進】

（仮称）だれでも立ち寄りステーションは、市街化調整区域内にあり、周囲には農地があり、市民農園も運営されている。令和4年度に開催したワークショップ形式による運営についてのアイデアのひとつである、地域の農産物の商品化や、地産地消に関心のある民間事業者等との連携による商品・サービスを検討する。

【デジタル社会の形成への寄与】

内容①

・オンライン相談、地域交流活動、情報発信、リモート会議の活動拠点として使用できるWi-Fi環境整備

理由①

Wi-Fi環境を整備することにより、同施設の利用者によるコミュニケーション環境の向上、同施設への利用者の増加等が期待でき、今までできなかったことがデジタル技術で実現できることを示し、支援を受ける人から支援する人へ変わる、支援したい人が気軽に支援できるように変わる、デジタルでかなえる「誰一人取り残さない社会」を目指す。

内容②

・立ち寄りステーションイベントでの高齢者等のスマホ教室開催

理由②

デジタルの急速な進展に対応するため、イベントの1つとしてスマホ教室を開催

内容③

・未来技術社会実装事業で選定された「たかさご未来資産を貯めようプロジェクト」のデジタル地域通貨の利用場所を想定

理由③

地域の困りごと解決、地域コミュニティの維持促進にスマホを活用したポイント付与を予定、施設内販売で地域通貨を活用し、地域経済循環の1つする。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4－2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 6 月

【検証方法】

事業実績に基づき、事業関係団体との検証を行い、見直し等の方向性を検討したうえで高砂市総合政策審議会（外部有識者組織）において、それぞれの KPI の達成度合いを検証する。その結果を受け、取り組み内容等の改善をする場合は外部評価として意見をいただき、次年度以降の事業実施に反映させる。

【外部組織の参画者】

総合政策審議会の評価・検証を受け、議会の関与を得ながら検証結果をまとめる。（総合政策審議会：公募市民、市民団体、産・官・学・金・労・言の委員を含む条例に基づく附属機関）

【検証結果の公表の方法】

市のホームページで検証結果を公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3016】

総事業費 64,600 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から 2028 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5－3　その他の事業

5－3－1　地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5－3－2　支援措置によらない独自の取組

（１）（仮称）高砂市福祉総合相談センター整備事業

ア　事業概要

従来の制度の縦割りから脱却し、本市の創意工夫による包括的支援体制を構築していくとともに、住民主体の課題解決を図るための地域コミュニティの場（プラットフォーム）、属性や世代を問わず誰もがゆるやかにつながる拠点として位置づけ、本市の実情に応じた魅力的な地域社会づくり、地域社会を担う多様な人材の確保、地域における就業の機会づくりを推進し、住民一人ひとりがつながり寄り添い支え合いながら暮らしていける地域共生社会の実現を目指すため、アウトリーチしやすい市域の中央に位置し、世代や属性を問わない誰もが相談できる場として、地域包括支援センター、（障がい者）基幹相談支援センター、成年後見支援センターの機能を集約するとともに、市内に２か所ある子育て支援センターとも連携するなど、重層的支援体制の構築を進め、他機関連携の拠点とする。

イ　事業実施主体

兵庫県高砂市

ウ　事業実施期間

2023 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

（２）該当なし。

ア　事業概要

イ　事業実施主体

ウ　事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

（３）該当なし。

ア　事業概要

イ　事業実施主体

ウ　事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7－1 目標の達成状況に係る評価の手法

5－2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4－2 に掲げる目標について、5－2 の⑥の【検証時期】に
7－1 に掲げる評価の手法により行う。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5－2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。